

令和8年度

工 事 仕 様 書

工 事 名	川越橋ほか除草業務委託
工 事 場 所	川越市大字小ケ谷地内ほか
路 河 川 名 称	
事 業 名	
工 事 大 要	

本設計書または本仕様書の語句のうち「工事」は「委託」と読み替えるものとする。
機械除草＝16,760m²
(川越橋＝10,000m² 精進場橋＝4,000m² 鎌取橋＝2,760m²)

変更理由							
備考							
地区	(0001) 県南	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	(R0804) 令和08年04月						
工期	当初	自		至			
		日数					
	変更			至			
経費適用年月	令和08年04月						
主たる工種	道路維持工事						
施工地域	一般交通影響有り (2) -1						
設計	当初金額			変更金額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	採用しない						

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ 道路維持・修繕						式			
				1					
_ 道路維持						式			
				1					
_ _ 植栽維持工						式			
				1					
_ _ _ 樹木・芝生管理工						式			
				1					
_ _ _ _ 機械除草 (ハンドガイド式)						式			第1号内訳書
				1					
_ _ _ _ 機械除草 (肩掛式)						式			第2号内訳書
				1					
_ 直接工事費						式			
				1					
_ _ 共通仮設費計						式			
				1					
_ _ _ 共通仮設費 (率分)						式			
				1					
_ 純工事費						式			
				1					
_ _ 現場管理費						式			
				1					

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ 工事原価計		式			
	1				
_ _ 一般管理費等		式			
	1				
工事価格		式			
	1				
_ 消費税相当額		式			
	1				
工事費合計		式			
	1				

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表(内訳書) 機械除草(ハンドガイド式)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械除草II(ハンドガイド式・肩掛式)		m2			第1号施工表
	12,800				
集草		m2			第2号施工表
	12,800				
積込・運搬		m2			第3号施工表
	12,800				
合計					

第2号一位代価表(内訳書) 機械除草(肩掛式)

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械除草I(肩掛式)		m2			第5号施工表
	3,960				
集草		m2			第2号施工表
	3,960				
積込・運搬		m2			第3号施工表
	3,960				
合計					

第 0001 号 一位代価表(施工歩掛表)

機械除草II(ハンドガイド式・肩掛式)

1,000.00 m2 当り

(WB610140)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
軽作業員		人			
草刈機[肩掛式] カッタ径255mm		日			JAC
草刈機[ハンドガイド式・笹/ヨシ等 用] 刈幅 95cm		日			JAC
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

第 0002 号 一位代価表(施工歩掛表) 集草

1,000.00 m2 当り

(WB610150)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

第 0003 号 一位代価表(施工歩掛表) 積込・運搬

1,000.00 m2 当り

(WB610160)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
トラック[普通型]2t積		hr			第4号施工表
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

第 0004 号 一位代価表(施工歩掛表) トラック[普通型]2t積

1.00 hr 当り

(K0302002)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)		人			
軽油		L			
トラック[普通型] 2t積		hr			JAC
合 計	1	hr	当り		

第 0005 号 一位代価表(施工歩掛表) 機械除草I(肩掛式)

1,000.00 m2 当り

(WB610130)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
軽作業員		人			
草刈機[肩掛式] カッタ径255mm		日			JAC
諸雑費(率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

川越橋ほか除草業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、川越市建設部道路環境整備課の所掌する、川越橋、精進場橋、鎌取橋の除草業務を委託する場合に適用する。

(委託の目的)

第2条 本委託は、河川区域内の道路施設を良好な状態で管理することを目的として、除草を委託する。

(委託の期間)

第3条 本委託の期間は、契約締結日から令和8年10月30日までとする。

(受注者の義務)

第4条 受注者は、契約の履行に当たって、業務等の意図及び目的を十分理解した上で、業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

(委託の再委託)

第5条 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、当該書面には、再委託する業務内容、再委託先の名称等、再委託が必要な理由を明記し、予定契約書の写しその他契約内容が分かる書類を添付するものとする。

(委託業務実施計画書の提出)

第6条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。委託期間又は設計図書が変更された場合においても、同様とする。

2 委託業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(監督員)

第7条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(管理技術者)

第8条 受注者は、管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、業務の履行に関し指揮監督しなければならないとともに、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

(業務従事者)

第9条 受注者は、業務に従事する者を明確にし、業務の履行に関し必要な事項について監督及び教育

を行わなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 受注者は、高所作業を行う場合や不測の事態が生じた場合などにおいて、発注者から求めがあったときは、業務に従事する者を報告しなければならない。

(業務の調査等)

第10条 監督員は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第11条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第12条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等を変更するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託期間又は委託料を変更しなければならない。

(設計図書等の変更)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第14条 発注者は、委託料を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、委託料の変更又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(除草)

第15条 委託場所の機械除草を行う際には、作業に併せてごみ、枯枝、枯葉、不要土砂等も除去しなければならない。

(安全管理)

第16条 受注者は、実施に際し交通誘導警備員を配置し、必要に応じて道路標識、保安灯、セイフテ

アイコン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。

2 特に歩行者や地先利用者に対しては、導線を明示し、安全の確保を図るものとする。

(臨機の措置)

第17条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(出来形等)

第18条 受注者は、作業完了後速やかに出来形等を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

2 除草の業務上若しくは一般交通への影響等において課題等があれば、出来形等に特記事項として記載するものとする。

(支払い方法)

第19条 支払い方法は、完了払いとする。

川越橋ほか除草業務委託 業務概要

(管 理)

機械除草

肩掛式

川越橋 $600\text{m}^2 \times 2\text{回} = 1,200\text{m}^2$

鎌取橋 $1,380\text{m}^2 \times 2\text{回} = 2,760\text{m}^2$ 計 $3,960\text{m}^2$

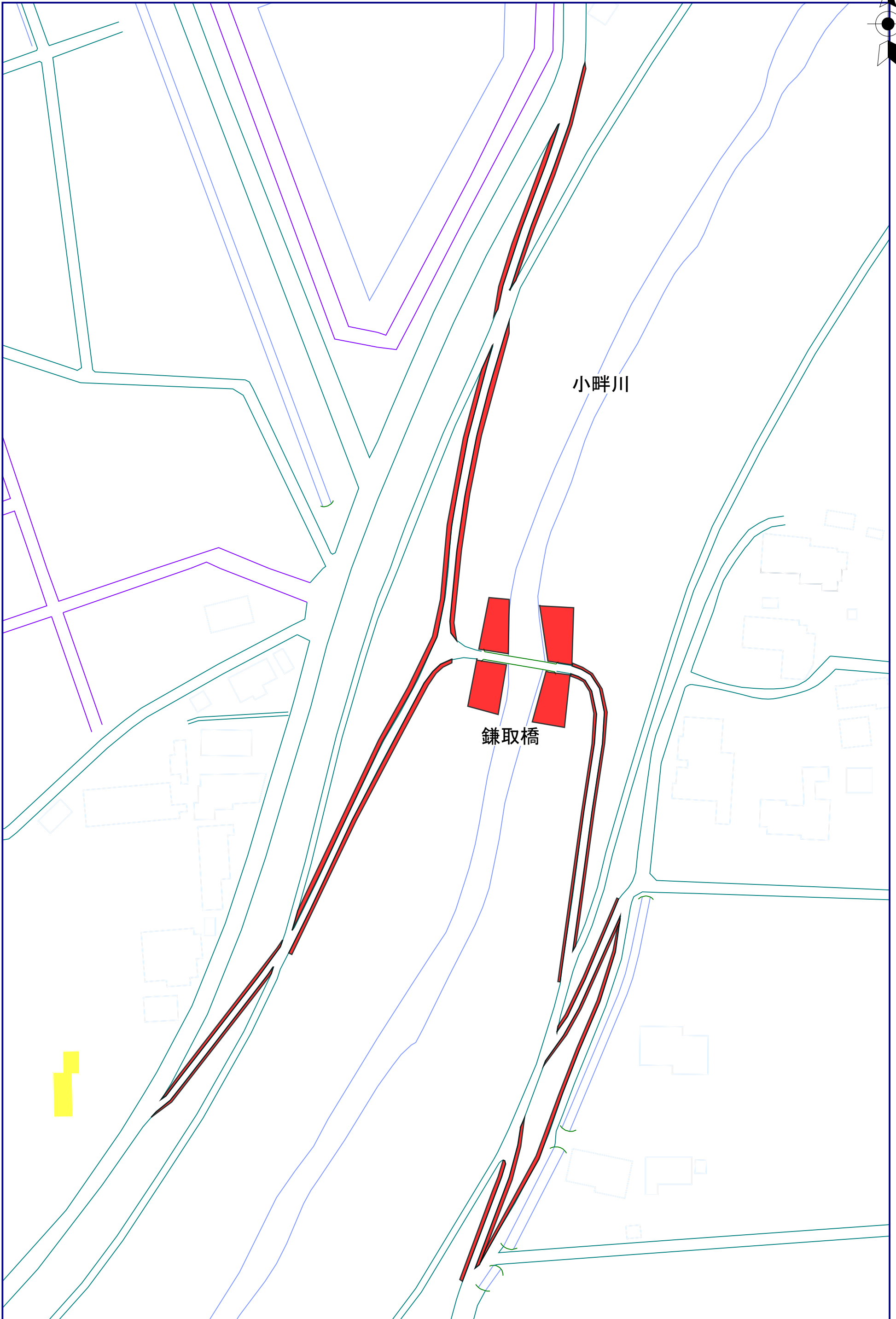
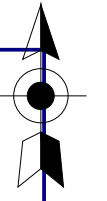
ハンドガイド式

川越橋 $4,400\text{m}^2 \times 2\text{回} = 8,800\text{m}^2$

精進場橋 $2,000\text{m}^2 \times 2\text{回} = 4,000\text{m}^2$ 計 $12,800\text{m}^2$

(特記事項)

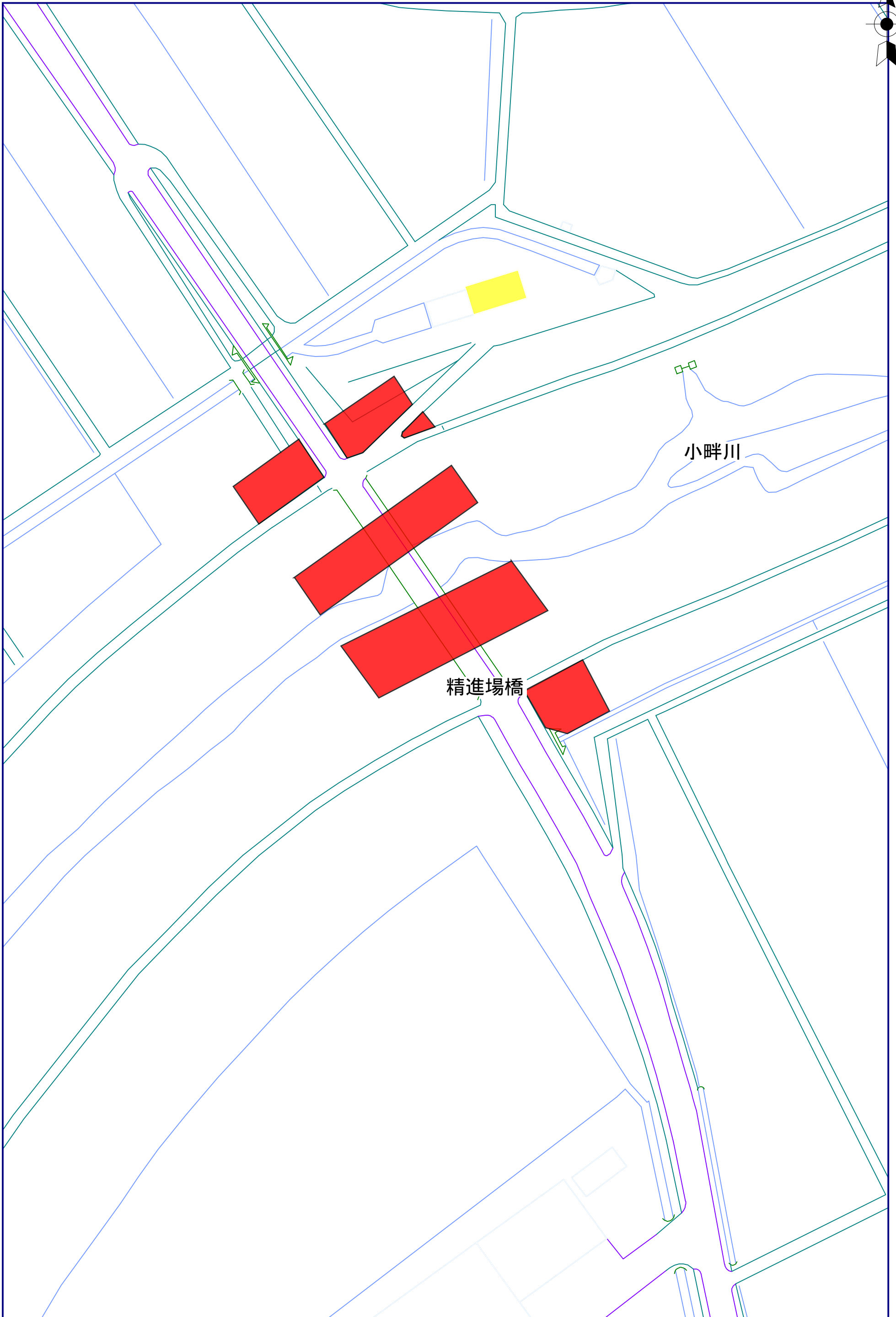
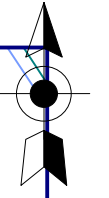
- ・機械除草は、1回目を5月中に、2回目を8月から10月の間に行うこと。

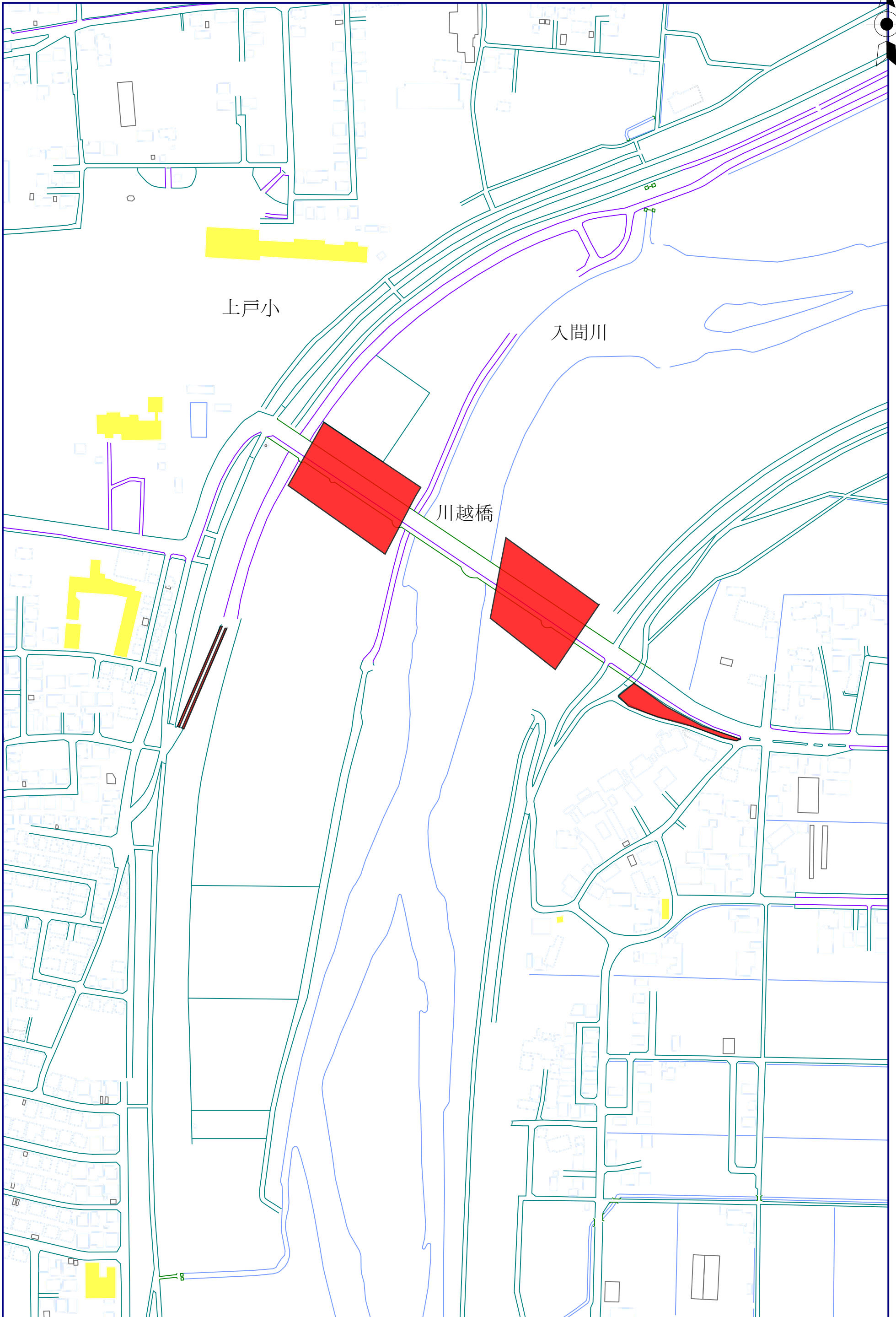
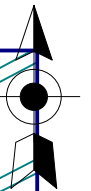


小畔川

鎌取橋







上戸小

入間川

川越橋